

**習志野市教育委員会会議録**  
(令和4年第2回定例会)

- 1 期 日 令和4年2月16日(水)  
市庁舎3階大会議室  
開会時刻 午後1時30分  
閉会時刻 午後3時03分
- 2 出席委員
- |  |       |           |
|--|-------|-----------|
|  | 教 育 長 | 小 熊 隆     |
|  | 委 員   | 古 本 敬 明   |
|  | 委 員   | 赤 澤 智 津 子 |
|  | 委 員   | 高 橋 浩 之   |
|  | 委 員   | 馬 場 祐 美   |
- 3 出席職員
- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 学校教育部長                              | 遠 藤 良 宣   |
| 生涯学習部長                              | 塚 本 將 明   |
| 学校教育部参事                             | 小 平 修     |
| 学校教育部次長                             | 野 村 健 一   |
| 生涯学習部次長                             | 上 原 香     |
| 学校教育部副参事                            | 根 本 勇 一   |
| 学校教育部副技監                            | 江 口 浩 雄   |
| 学校教育部・生涯学習部副技監                      | 塩 川 潔     |
| 教育総務課長                              | 中 野 充     |
| 学校教育課長                              | 合 田 聖     |
| 指導課長                                | 本 間 美 奈 子 |
| 総合教育センター所長                          | 安 村 和 晃   |
| 社会教育課長                              | 藤 原 友 哉   |
| 生涯スポーツ課長                            | 三 橋 智     |
| 青少年センター所長                           | 江 住 敏 也   |
| 学校教育部主幹                             | 利 根 川 賢   |
| 学校教育部主幹                             | 忍 貴 弘     |
| 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 佐 久 間 心 之 |
| 学校教育部主幹                             | 高 瀬 哲     |
| 学校教育部主幹                             | 齊 藤 洋 介   |
| 学校教育部主幹                             | 篠 宮 淳 一   |
| 学校教育部主幹                             | 永 田 容 子   |
| 学校教育部主幹                             | 鈴 木 誠     |
| 生涯学習部主幹                             | 宮 崎 宗 長   |
| 総合政策課長                              | 越 川 智 子   |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 令和3年度教育費予算案(3月補正)について
- (2) 令和4年度教育費当初予算案について
- (3) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
- (4) 特別支援教育の現状と今後の方向性について
- (5) 習志野市接続期カリキュラムについて
- (6) 習志野市学校運営協議会・地域学校協働本部設置計画について

### 第3 議決事項

議案第2号 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

議案第3号 令和4年度習志野市教育行政方針について

### 第4 協議事項

協議第1号 習志野文化ホール再建設に係る基本構想(案)について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第5 その他

## 5 会議内容

小熊教育長が

令和4年習志野市教育委員会第2回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)ないし(3)及び議案第3号を非公開とし、非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第8条及び第15条第2項の規定により、報告事項(2)及び議案第3号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和4年第1回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

本間指導課長

報告事項(4)「特別支援教育の現状と今後の方向性について」、説明する。

今年度の研修は、スライド資料1ページ目下段に記載されているとおり、「キャリアステージに応じた研修の充実」と「学校全体の専門性の向上」をテーマに実施した。特別支援学級担任1、2年目研修では、児童生徒への指導・支援の在り方や、学級経営、環境整備などの基礎となる専門性について学ぶ機会とした。特別支援教育コーディネーターを対象とした研修では、「聞こえ」について実施した。特別支援教育コーディネーターは、児童生徒の抱える困難さなどの教育的ニーズに気づき、支え、繋ぐなどの多くの役割を担う。そのため、知見を広めていくことのできる研修が求められる。今年度はこの他に、「高校卒業後までを見通したキャリア教育について学びたい」という要望に対して、県立特別支援学校の先生を講師として研修を実施した。

次に、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在り方について説明する。本市では、これまでの通級を中心とした指導から、自校において一日を通じて特別支援学級で学ぶことができる環境の整備を目指し、令和元年度に市内全ての小・中学校に自閉症・情緒障がいの児童生徒のための学びの場を整備した。学級担任の中には、特別支援学級を初めて担当する教員が多いこともあり、学級経営の具体的なイメージを持つことができるように、近隣市の学校視察などを通じて情報提供を行ってきた。例えば、スライド資料4ページ目上段に記載されているような観点における共通理解を図ることもその一つである。複数の学年に跨って児童生徒が在籍し、個別の指導に対する難しさもある自閉症・情緒学級だが、今年度の授業研究等を通して、少人数や集団での学び合いに対する方向性が見えてきた。スライド資料4ページ目下段には、自閉症・情緒学級で多くの時間を過ごすAさんの時間割例を記載した。各学級において、児童生徒の一人ひとりの目標に応じて指導内容を組むことができるという点が特別支援学級の良さになる。児童生徒の自立に向け、手厚い指導を行えるよう、推進していく。

昨年度より、本市では1人1台タブレット端末の整備と、自閉症・情緒学級においてはデジタル教科書の整備を行った。1人1台タブレット端末に関しては、各学校において個々の障がいの特性に応じて積極的に活用している。スライド資料5ページ目下段に記載している小学校の知的障がい特別支援学級では、担任が一人ひとりの特性を把握し、マッチングする内容のアプリを個々に組み合わせていた。児童生徒は、嬉々として学習に取り組んでいた。中学校では、タブレット端末を活用して必要な情報を検索したり、イラストなどを用いながら、見てわかりやすいように資料を工夫してまとめたりするなど、友達と学び合いながら意欲的に取り組む姿が見られた。タブレット端末を通じて学級だよりを配信し、学級の様子を家庭に知らせている学校もある。デジタル教科書については、自閉症・情緒学級に在籍する児童生徒を対象として、小学校は算数、中学校は国語と数学を整備した。デジタル教科書を使ってグループで授業を行ったり、先輩が後輩に教えたりするなど、異学年が集まって授業を行うことが多い自閉症・情緒学級だからこそ、展開できる場面である。

令和3年度の取り組みと課題を踏まえて、今後の方向性について4点報告する。

まず、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を図る。様々な会議等を通じて、コーディネーターの役割や活用について校長会議等で周知を図り、学校全体での活用を促進していく。

次に、就学相談の窓口に関しては、就学前の幼児については市総合教育センターが、小・中学校の児童生徒については指導課が窓口となって就学相談を行うことを、幼稚園等の就学前施設、学校、保護者に対して周知を図る。教育委員会がこれまで以上に教育相談に関わり、適切な学びの場の選択へと繋げていく。

3点目は、外部機関との連携強化である。スライド資料8ページ目上段に記載している各関係機関での情報が円滑に共有され、切れ目のない支援へと繋がるように、共有の方法や連携の流れなどについての整備を行い、チームとして校内支援体制をサポートしていく。通常学級担任等に対しては、特別支援教育への理解を深めるための研修が必要である。環境面の整備と併せて、合理的配慮などの児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援の面でも、ユニバーサルデザインの視点が生かされるよう、学校全体への情報提供を行っていく。現在、教員向け研修動画を市総合教育センターのホームページに掲載し、オンデマンドでの視聴など、特別支援教育の情報の共有に努めている。今後は、先生方や学校が必要な情報にすぐにアクセスできるよう、指導案や学習プリント、教材の写真などを共有・活用できる環境を整備していく。また、今年度、学習の目標や手立てが明確となり、指導の評価が次の目標や手立てへと繋がるように、個別の指導計画を新たな書式で統一した。この計画書により、切れ目のない支援や指導が展開されるよう、入学時や進級時の引き継ぎの重要性について、校長会議等を通じて管理職への意識付けを強化していく。

最後に、ICT機器活用の推進についてである。年度当初は個別指導での活用が多くあったが、グループや教科指導での活用も増えてきている。児童生徒一人ひとりの特性に応じた活用を含めた授業の実践例などについて、情報共有できるように努めていく、と概要を説明

小熊教育長

特別支援教育の充実については、教育委員会がリーダーシップをしっかりと執り、学級だけではなく、学校全体で取り組んでいかなければならない課題だと捉えている。その中でも、特別支援学級の担任をどのように育成していくのかが特に重要であると思うので、担任の確保について補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

特別支援学級の担任については、臨時的任用講師が担任を持っているという現状が多くある。なるべく特別支援学級に本務教員を配置できるように、学校の方から本務教員に担当していただけないか打診している。専門性の高い本務教員を増やして、特別支援教育を充実していけるようにしていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

本務教員をなかなか配置できない理由について、補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

本務教員については、中学校に関しては、教科で必要な数の先生を配置しており、その際に、特別支援学級については、学校の中から先生を特別支援学級に配置し、配置元となった教科に先生を補充することが必要になってくる。このことから、本務教員が特別支援学級に配置されるということに関して難しさがある、と回答

小熊教育長

小学校についてはどのように理解したら良いのか、補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

小学校については、ほとんどの先生が学級担任を持っているが、現在は学級担任に若い先生も増えてきている。若い先生が結婚し、子育てをすることになると、産休、育休ということで休みを取り、代わりに講師がつく。そのため、現在、代替の講師に特別支援学級の担任を持っていただいている実情がある。そういったところに関しては正していけるように、現在進めている、と回答

小熊教育長

本日の校長会議において、各学校に指導者の育成は大事だということで、これからの時代、特別支援教育の免許取得者には様々な形で特別支援教育における指導を経験してもらい、その方が中心になって特別支援教育を推進していかなければならない。その経験が様々な教育活動の中で生きていくことになれば、広く勉強してもらうことも必要だということは訴えたところである。特別支援学級の充実に向けては、指導者の育成は避けては通れないものであるため、補足して説明していただいた、と発言

古本委員

特別支援学級の先生になるには何か特別な資格が必要なのか、と質問

合田学校教育課長

現在小・中学校の特別支援学級においては、基礎免許と言われる、小学校であれば小学校の教員免許状、中学校では中学校の教員免許状があれば、その学校種での特別支援学級を受け持つことができる形になっている、と回答

古本委員

なぜこのような質問したのかというと、特別支援学級にいる児童生徒は「特別」とついているが、それほどレアではなく、多かれ少なかれ、誰でも障がいを持っていると思う。この特別支援学級での教育をする研修というのは、いわゆる特別支援学級を受け持っていない人達の教育にも非常に役に立つと思う。例えば、先ほどの説明の中で「聞こえ」の研修とあったが、音が聴きにくいということについて、多かれ少なかれ感じている人もいる。また、目に関すること、自閉症的な学習障がいを持っている方も多かれ少なかれやはりいると思う。そういう方々に対する能力を先生達が身につけるといことは、特別支援学級に限らず、全体的な底上げにもなると思うので、そういう意味においても、やはり特別支援学級を教えていない先生方にもぜひ積極的に研修等を受けていただき、全体的なレベルアップを図るのが良いかと思うが、その辺りはいかがか、と質問

本間指導課長

指導課の中では今まさにそのような話を担当者としているところである。やはり自閉症・情緒学級から通常学級に行って、学びを広げていきたいという児童生徒も多くいる。その時に、通常学級の担任がどれだけ特別支援教育に対する理解を持っているかということが非常に大きく関わってくると考えている。また、委員御指摘のとおり、ユニバーサルデザインの視点ということで、黒板に板書されている文字の見方や先生が話すスピードなどを変えることによって、通常学級に在籍する児童生徒も助けられると考えているので、指導課の方で特別支援教育の研修を特別支援担当者だけのものにせず、全ての教職員に広げていく方向で次年度の計画を立てているところである、と回答

古本委員

非常に大切なことだと思う。先生方が誰でもできる基本的な技術として持っていたいただければ、全体的な教育レベルも上がると思うので、ぜひ考慮していただきたい、と要望

赤澤委員

特別支援教育コーディネーターは、どういった位置付けのものなのか。課題として、「特別支援教育コーディネーターの役割の明確化」と記載されているが、役割を明確化しなくてはいけないこ

とがなぜ課題であるのか、と質問

本間指導課長

特別支援教育コーディネーターの役割としては、児童生徒の抱える困難さなどの教育的ニーズに気付くということ、また、保護者や児童生徒、学級担任から様々な悩みや相談を聞き、外部の機関または学校内の様々な組織を繋いでいくという多くの役割を担っている。ただ現状として、学校においては他にも担わなくてはならない校務分掌が多くあるので、特別支援教育コーディネーターを特別支援学級の担任が担っているところが多い。ただそうなってくると、なかなか通常学級が見えにくいというところもあるので、管理職がそこに加わり、外部機関と繋いでいくところは管理職が、校内で特別支援の児童生徒の困り感を把握していくのは特別支援学級の先生方というような形で役割を振っているところもある。やはり、今非常にニーズの高いところではあるので、校内を結びつけるだけではなく、それ以外の外部機関と結んでいく役割を担わなければならない。その時に、誰に割り振っていったらそういったことができるのか、また、どのような窓口はどう結びついていき、そこで何ができるのか、そういったことも含めて、きちんと整備を図ることによって、特別支援教育コーディネーターが自分の仕事の内容を把握し、明確にしていくことができるのではないかと考えている。その整備を教育委員会として行っていく計画である、と回答

赤澤委員

特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級の担任の先生が兼務するというのが基本的なのか、と質問

本間指導課長

兼務となる。校内に他にも、例えば国語の国語主任という役割を担う者がいるが、学級担任が国語主任になっているということもあるので、同じような形で、名前はコーディネーターということになっているが、学級担任が特別支援教育コーディネーターを担っているケースが非常に多いと考える、と回答

赤澤委員

特別支援学級の担任や他の方が特別支援教育コーディネーターも担わなくてはいけないというイメージだと理解した、と発言

馬場委員

この研修の回数というのは十分なものであるのか、と質問

本間指導課長

研修の回数については、正直なところ、学級担任等の先生方からはもう少し研修を深めたいという声も聞いている。ただ全体のバランスからいって、学校を空けなくてはならなくなる時間もあるので、今年度行った回数が精一杯のところではないかというところがある。ただ今回は、オンデマンドやオンラインを駆使して行うことができた。授業研究を行う対象校と講師の先生のところに、他の学校の研究を学びたい先生方が入って、オンラインで協議会に参加したり、その後のオンデマンド研修を見た報告をこちらに上げていただくことで学びを深めている。様々な研修の方法が見えてきているところであり、年度末に精査して、どういった方法が先生方のニーズに合っているのかというところを研究していきたいと考える、と回答

馬場委員

先生方がやはり研修を望んでいるということが見えたので、それに応えるという意味でも、様々な方法があるというところで探っていただきたい。先ほど古本委員御指摘のとおり、例えば通常学級の先生方もそれを見るなど、学校全体で取り組んでいく、支援していくという姿勢を出せると良いと思う。習志野市は、昔から通級による指導を行っているので、歴史やノウハウもあると思う。特別支援学級が独立するということはとても大切なことだと思うが、その通級による指導の良さももちろんあり、通常学級の児童生徒への良い影響もあると感じているので、学校全体で特別支援学級と通常学級を隔てなく見ていく姿勢を出していただきたい、と要望

本間指導課長

研修計画の方に生かしていく、と発言

古本委員

今まで習志野市では、通級による指導がメインだったと思うが、実際に教育を受けている子どもの親からすると、例えば今まで通級だったものが特別支援学級に変わったことによって、「このように感じる」、「今まではこのような所が良かった」、もしくは、「このような面が新たに良くなった」など、そういった意見があれば教えていただきたい、と質問

本間指導課長

保護者の様々な声が指導課の方にも届いている。やはり児童生徒が通常学級で学んでいくことを主体とし、週に1、2時間ほど、その子の特性に合ったもの、または学習の遅れに対するものについて、特別支援の先生に見ていただきたいという声が届いていることも確かである。一方、今度は週の間さらに長い時間を特別支援学級で過ごすことができるようになり、それが今まで望んできたことだという声も届いている。非常に難しいところで、学級担任が苦労しているところだが、時間割をその子のニーズに合ったものにしていきながら、児童生徒一人ひとりにとって手厚い指導となるようにするというところで整備を進めているところであり、保護者の方からのお話や学級担任が耳にしている悩みといったところもきちんと拾って、指導課の施策に生かしていこうと考えている、と回答

古本委員

普通、通級だったら通級のみ、もしくは特別支援学級だったら特別支援学級のみということが多いと思うが、今回、変わったことによって両方経験している子ども達がいる中で、保護者も含めて、両方経験したことによって感じる意見があると思う。その中で、反対に普段だったら拾えない意見が恐らく聞こえてくると思うので、子ども達の目線でどういったことが一番良いのかということで、取舍選択をしてもらうためにも様々な意見を拾い上げていただきたい、と要望

高橋委員

特別支援教育にせよ他の分野にせよ、研修は本当に大事だと思うが、教員養成に関わっている立場からすると、大学では特別支援学校の教員免許状は、何百時間という授業や実習を経て得るものである。もちろん、学生で学ぶことと教員で学ぶことは違うと思うが、その免許という面で、習志野市で、特別支援学校の教員免許状の所持率はどうなっているのか。また、採用は習志野市独自ではないのでなかなか難しいと思うが、採用する時に、特別支援学校の教員免許状について考慮されているのか、と質問

合田学校教育課長

採用する段階で、例えば初任者や講師を採用する場合、当然どのような免許を持っているのか

ということに関しては、非常に大きな要因として確認をしているところである。そして所有免許については、採用する際に特別支援学校の教員免許状を持っている方は気をつけて見ている。免許の取得を促すために、県で免許を取得できるような講習に関しては県から通知が来ているので、各学校に広く通知しているところである。免許の所持率だが、特別支援教育担当職員の中では、約45%程度である、と回答

古本委員

やはりオンデマンドでインターネット等を使うことによって研修ができることは非常に良いことだと思うので、ぜひより多くの先生方に受けていただいて底上げをしていただきたい。逆に、オンデマンド等になると、先生方が家に持ち帰り、時間がさらに削られてしまうということにも気をつけ、レベルアップとともに先生方の負担があまり増えないように、そこもぜひ考慮していただきたい、と要望

本間指導課長

オンライン研修、オンデマンド研修を受けた際には、こちらの指導主事が講師から受けた指導について骨子をまとめて各校に送ることもしている。45分から60分間の授業後の協議会を全部視聴するというのではなく、今まで行ってきた紙媒体での良さも生かしながら、働き方改革に繋げて行きたいと考える、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

#### 報告事項(5) 習志野市接続期カリキュラムについて

(指導課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

#### 報告事項(6) 習志野市学校運営協議会・地域学校協働本部設置計画について

(社会教育課・指導課)

藤原社会教育課長

報告事項(6)「習志野市学校運営協議会・地域学校協働本部設置計画について」、説明する。

習志野市学校運営協議会、地域学校協働本部の設置計画を策定したので、報告するものである。この両組織の設置に取り組む背景だが、1点目は、教育環境を取り巻く状況として、児童生徒数の減少、学校が抱える課題の複雑化・困難化、社会に開かれた教育課程の実現ということが求められている。2点目として、社会変化・動向として、少子高齢化、核家族化の進行、地域社会の希薄化、地域の教育力の低下やグローバル化といった変化に伴い、これまで以上に、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えていく体制が求められている。これらを踏まえ、国の方で、平成29年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地域社会の繋がりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指す。また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支えていくということが求められている。スライド資料2ページ目下段には先ほど説明した内容を図式化したものを記載しており、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」の実現を今進めている。そこで、そのような流れの中、学校運営協議会の設置が市町村の教育委員会の努

力義務ということになっている。また、地域学校協働本部を学校運営協議会と一体的に設置することが求められている。そこで、本市においても、「より良い学校運営や子ども達の学びの推進、また、学校の負担軽減や地域の活性化」を図るために、両組織の設置を進めていくこととし、この度、設置計画を策定した。近隣市ではすでに設置が進められており、市川市では、全市立幼・小・中・義務教育学校に学校運営協議会が設置されている状況である。

具体的には、学校運営協議会については、現在の学校評議員という制度を拡充した組織にしていきたいと考えている。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子ども達の豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める体制として、教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議するというものである。本市では過去より、秋津小学校で設置・運営を行っている。

主な役割ということで3点説明する。1点目は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。2点目は、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べるができること。3点目は、教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、意見を述べるができることとなっている。3点目については、現在、本市で設置している秋津小学校で規則があり、個々の職員の人事権については協議しないという定めがある。また、他市においても同様の取り扱いを行っているので、本市でもそのような形で広げていきたいと考えている。委員の選定については、教育委員会が任命する。担当課は学校教育部の指導課である。設置による効果だが、地域との組織的な連携・協働体制が継続できる。これまで教職員の異動や地域の代表も変わったりする中で、断続的な部分も多少あったが、その辺りを継続できるということである。また、学校や地域、子ども達が抱える課題に対して、それぞれの関係者が当事者意識を持ち、連携・協働により取り組むことができる。さらに、学校の現状や運営方針について地域の理解を深め、地域の協力が得やすくなると考えている。スライド資料5ページ目上段は図式化したものであり、中央に学校運営協議会が位置しており、校長や教育委員会とのやりとりを行っていくという形である。また、保護者や地域住民の方とも情報共有を図っていく。

続いて、地域学校協働本部である。こちらは現在の学校支援ボランティアを拡充した組織である。現在様々なボランティアに学校運営へ協力していただいている。より多くの幅広い層の地域住民、保護者や学生、団体等に学校運営へ参画、協力していただくこと、また、これまで個々の協力であったものを、ボランティア間に緩やかなネットワークを形成するという形を考えているところである。地域全体で子ども達の学びや成長を支えるということで、学校を核とした地域づくりを目指していく。より地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して活動する体制を作っていきたいと考えている。委員の選定は、教育委員会が委嘱する。担当課は生涯学習部の社会教育課である。効果としては、各団体にネットワークが形成されることにより、地域に学校支援の輪が広がる。また、地域の協力を得ることで、例えば工作の授業や課外授業等において、児童一人ひとりに目が行き届きやすくなり、学習向上や安全確保に繋がっていく。また、教育以外の面でも協力してもらうことにより、教職員が児童と向き合う時間が増えるということを考えている。スライド資料7ページ目上段に図式化したものを記載しているが、地域学校協働本部が中央に位置しており、活動に関わる地域住民の方々それぞれに緩やかなネットワークを作り、学校に協力していくという体制である。スライド資料7ページ目下段に、学校運営協議会と地域学校協働本部が一つとなって取り組むというイメージ図を記載している。この2つの組織を設置することで、「習志野市教育振興基本計画」の基本目標にある、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」、また、地域・市民との連携、基本方針13の「地域に開かれた学校づくり」、「地域の風がいきかう学校づくり」ということにも繋がるため、地域が学校の応援団になるということを目指して進めていきたいと考えている。

具体的な設置方針だが、3点ある。1点目は、学校の既存組織である「学校評議員」を「学校運

営協議会」に、「学校支援ボランティア」を「地域学校協働本部」に移行する中で、内容の充実や学校の負担軽減を図っていく。2点目は、令和5年度末までに全市立小・中・高等学校に設置する。3点目は、学校運営協議会と地域学校運営本部の設置を一体的に推進する。学校運営協議会については、現在学校評議員ということで、各学校で5、6人の方が委嘱されており、会議は学期ごとに年3回開催されている。このような状況において、学校と現状等を踏まえて協議、調整をしながらスタートしたいと考えている。地域学校協働本部については、各学校に学校支援ボランティアコーディネーターがいる。その方を中心に、現在学校運営に関わっているボランティアの方で組織し、スタートしていきたいと考えている。まずは組織体制を構築し、活動内容を充実、強化していきたいと考えている。すでに学校運営協議会を設置している秋津小学校では、協議会があることによって、学校運営で非常に助かっている、地域から協力が得られているという声もある。学校では先ほどの社会変化によって、なかなか学校運営に地域の協力が得られにくくなっているという状況もある。両組織を一体的に進めていくことにより、学校運営協議会で学校や子ども達の状況、課題などを共有する。それらを地域学校協働本部の傘下のボランティアの方々に支援していくという体制を構築して、より良い学校運営に繋げていきたいと思っている。すでに設置されている他市の学校では、地域での子ども達の見守り、指導の他、授業のサポート、部活動の指導も行われている学校もあるということで、そのような形で、本市の方でも取り組んでいきたいと考えている。この2年間はコロナ禍の影響で学校と地域の連携や繋がりが薄くなっているという声もあるので、この両組織をきっかけに、改めて学校と地域の連携を強めていきたいと考えている。

年次計画だが、令和4年度から本格的に準備を進めていく。各学校と設置の進め方や体制、内容を説明し、協議する。また、協力をいただく地域の方にも説明をしていきたいと思っている。各学校に設置検討会を設置し、今後の委員や組織の構成、活動内容等を協議、検討していく。令和5年度に全市立小・中・高等学校に設置し、活動を開始したいと考えている。令和5年度に全市立小・中・高等学校に設置することになると近隣市だけではなく、県内でも初めてのことになると思われる。習志野市が先進的に取り組んでいくことになるということで考えている。

最後に、両組織を設置することにより、より良い学校運営に繋げるということ、学校・地域・子どもが繋がることで、子ども達の学びの推進や学校の魅力向上、教職員の働き方改革といった相乗効果を生み出していきたいと思っている。また、人と人が関わり広がることで、まちの魅力向上や地域の活性化といった波及効果も生み出していきたいと考えている。来年度からの取り組みになるが、教育委員の皆様から御意見をいただきながらしっかりと目標に合った組織が作れるよう進めていく、と概要を説明

古本委員

任期及び再任の件はどうなっているのか、と質問

藤原社会教育課長

これから決めていきたい。現状の学校評議員については任期が1年ということで、その辺りも踏まえて検討したいと思う。しかしながら、継続的な活動ということもあるので、1年で良いのかどうか、しっかりと学校等と確認しながら進めていきたい、と回答

古本委員

できればある程度、学校評議員の方々が変わっていけるようなシステムにした方が良い。やはりある程度人が変わっていく中で、全体的に多くの方々が関わっていけるようなシステムを考えていただきたい、と要望

高橋委員

3点伺いたい。1点目は、これまでの学校評議員制度に関しての総括として、学校運営協議会を設置していた秋津小学校での比較はどのように評価しているのか。2点目だが、この仕組みに変えることによって、学校の負担軽減が効果として挙げられていて、とても大事なことだと思うが、なぜ学校の負担が軽減するのか。3点目だが、学校運営協議会の委員は、調べたら、杉並区は校長が委員になっているところもあるが、習志野市の場合はどうようになるのか。もし学校がその委員に入らないとすれば、その学校の校長とはどのような関わり方になるのか。協議会との関係について教えていただきたい、と質問

#### 本間指導課長

1点目、学校評議員制度への評価ということについて説明する。毎年、学校評議員会が1年終わると、学校から報告が上がってくる。秋津小学校での比較となると、秋津小学校に勤務していた先生方からの声が届いており、そちらの方が評価ということになるかと思うので紹介する。秋津小学校の先生方から話を聞いた時に、やはり継続して学校に関わっている方がいるということが非常に大きいということだった。会議の回数については、学校の負担軽減ということと関わってくるとは思うが、やはり長い歴史の中で、月に1回、コーディネーター等を集めて、皆で会議をし、どのように学校を応援していくかというようなことを協議していただいているので、本当に学校の様々な面で支えていただいているという声があった。学校評議員会の方についても、学校外から学校運営について御意見をいただき、それを学校運営に生かしていくというPDCAサイクルが回っている。今のところどちらが良いとはならないかと思うが、学校運営協議会になることによって、一定の責任と権限が与えられることになるので、より参画に関わっていただけるとは考えている。

2点目の学校負担軽減ということだが、立ち上げて、学校運営協議会が軌道に乗るまでは、多少負担があるかもしれない。どのような方をお願いをして、どのように結びつけていくのか。またどういったところを担っていただくのか、その辺りのところでは負担となるのかもしれないが、走り出していったところで、恐らく秋津小学校のように、どのような形で地域の方に関わっていただけるのか、またその中で学校がどのように結びついていったら良いのかということが見えてくると、地域の風がいきかうということ、持続可能であるということ、学校の中の人が変わることが多いが、地域の方々はその部分を支えていただけると考えている。負担軽減とはそういうところだと捉えている。

3点目の委員についてだが、学校運営協議会の委員については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中で規定されている。教育委員会が任命するということで、4点挙げられており、「一 対象学校の所在する地域の住民」、「二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者」、「三 社会教育法第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」、「四 その他当該教育委員会が必要と認める者」とされている。そして、他市の教育委員会で定めている規則の中には学識経験者や関係機関の職員、そして、当該学校の校長や職員も入っている。そのため、学校運営に参画していくというところでは、校長や生徒指導主任が関わるということは必要ではないかと考える。習志野市については、次年度の準備の時にもう一度きちんと整理していきたい、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

#### 議案第2号 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について (教育総務課)

中野教育総務課長

議案第2号「令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、説明する。

資料2ページ目を御覧いただきたい。今回は谷津小学校管弦楽クラブ及び第一中学校管弦楽部について、令和3年度こども音楽コンクールにおいて優秀な賞を取ったため、表彰状を授与する候補者として選定するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長が

協議第1号を審議するにあたり、市長事務局局職員の出席を許可することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

〈越川総合政策課長 入室〉

### 協議第1号 習志野文化ホール再建設に係る基本構想(案)について (社会教育課)

越川総合政策課長

協議第1号「習志野文化ホール再建設に係る基本構想(案)について」、説明する。

令和4年2月4日付けにて、習志野文化ホール再建設に係る基本構想(案)について、市長より教育委員会宛てに御意見を求める文書を発出しており、後日文書にて回答いただく予定となっている。

本案は、教育委員会事務局を含む庁内検討会議にて原案を作成したのち、昨年8月から3回にわたり、建築、音響の専門家、芸術文化団体や学校等、現ホールの利用者代表など8名の委員で構成する「習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会」にて御検討いただき、御意見に基づき、構想案の修正を図ってきた。本構想案について御意見をいただくにあたり、ポイントを絞り、概要を説明させていただく。なお、基本構想段階では、舞台設備や諸室、費用の積算や仕様の決定について、調整を要する点が多く、課題が残るため、一定程度前広な記載としているので御了承いただきたい。

「習志野文化ホール再建設に係る基本構想(案)」を御覧いただきたい。資料3ページ目までが「1. 基本構想の背景」であり、ホールの歴史、事業者による再開発の検討、老朽化による再整備検討の必要性等を記載している。

資料4ページ目を御覧いただきたい。「2. 基礎的條件の整理」の「(1)ホールの設置理念・特徴」として、「イ、市民の意向」では、平成30年度の市民意識調査結果や、学校を初めとした利用団体等、これまで38者43人の関係者に各1時間程度、インタビュー形式でヒアリングを実施した。個別ヒアリングにおいて多く寄せられた、音の響きの維持などの概要を記載している。

資料5ページ目を御覧いただきたい。「ウ、現文化ホールの運営状況及び備える権利」だが、コロナ禍前の近年のホールの稼働率は7割以上であり、そのうち6割以上が学校、文化団体などの市民による利用である。近年の運営平均予算は約1億4千800万円となっている。本市は現在地に土地を所有しておらず、約300平米の借地権と、約2千100平米の使用借権を持ち、建物においては、約7千平米の区分所有権を有している。現段階では区分所有権者は、本市を含め2者のみだが、本市の所有面積は全体の約7%であり、権利は大きくない。「エ、現ホール及び類似施設に係る調査結果」だが、平成30年度に実施した類似施設調査から算出した事業費は、あくまでも概略の試算だが、100億円規模にのぼることも想定され、多額の一般財源の支出と、長期にわ

たり毎年数億円規模の債務の償還が想定されることから、本市の行財政運営においても大きな影響が見込まれる。

資料5ページ目から6ページ目にかけて、これに対する本市の考え方を記載している。現ホールは多目的ホールでありながらも、利用者からの音の響きに対する評価が高いという特徴があり、市民利用が中心となっている。ホール設置時の理念については現在においても変わらず、これを踏襲したいと考える。このことを踏まえ、設置理念は、「市民生活を豊かにする、音楽をはじめとした演劇、舞踊、邦楽など、演じる、観るといった、市民の多様な文化芸術活動を支える多目的機能を備えた、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場」であり、特徴としては多くの方に高い評価をいただいていることから、「音の響きを重視した」ホール」としている。「(2)基本方針」では1千200から1千500席規模、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、事業費の圧縮に努める旨を記載している。座席数について現状1千475席だが、多くの市民利用団体にとって1千500席を埋めることは容易なことではないと推察され、検討専門委員会においても、利用者団体代表より御意見をいただいた。平成27年度から3か年の観客動員数による割合を見ると、現状座席数より約2割減の1千200人未満の公演割合は65%、約1割減の1千350人未満の公演割合は、81%である。なお、1千350人以上の観客動員があった公演は19%であり、多くは興行利用が占めており、市民利用という中では、習志野高校、谷津小学校や市外の学校定期演奏会、混声合唱団などがある。総武線沿線の各公共ホールについては近年、席数に変化が生じてきており、2千席規模であった市川市文化会館が、今年度までの大規模改修で200席程度減らす一方、1千席規模の千葉市民会館が今後の建て替え計画の中で、駅直結地に500席増加させるというように、近隣では習志野文化ホールのみであった1千500席規模に近づくホールが増え、将来的に競合することも想定される。また、関係者ヒアリングにおいて、座席の前後間隔の拡大や舞台の拡張についても御意見をいただいております。公共施設再生における総量圧縮の考え方や、音の響きを重視するワンスロープの客席形状の継承等も考慮する中で、基本方針として、1千200席から1千500席規模としている。

資料9ページ目を御覧いただきたい。「3. 施設計画の検討」の「(2)課題の解消・改善」として、ヒアリングにおいても多くの関係者から御意見をいただいた、バリアフリー化、トイレの改善、座席の改善・形状、搬入出口の改善等を記載している。

資料16ページ目を御覧いただきたい。「(6)引き続き検討が必要な事項」の「ア、ステージ形式」について、関係者ヒアリングでは、ほぼ全ての方が現状と同じ舞台幕や袖のあるプロセニウム形式を望んでいることから、同形式での整備としている。「イ、パイプオルガン」だが、県内の公共ホールでは唯一の設置となっている。過去5年の平均利用実績において、年間本番使用が13回程度である。関係者ヒアリングでは、再設置について見解は二分されている状況であった。メンテナンスの事業者からは、これほどの規模の移設は国内でも例がないのではないかとということであり、作業にはドイツから技術者を招聘し対応することが必須であり、長いパイプは6メートル程度あるが、変形を防ぐために保管に工夫を要する。また、外部倉庫の確保及び保管料もかかることから、市内の公共施設内で保管が可能かといった検討も要する。なお、費用については、保管を含めない中で、約1億2千万円が見込まれる。再設置については検討専門委員会での意見を踏まえ、将来世代を含めた継続的な保有に係る財政面からの検討を要することのほか、目標金額を設定するクラウドファンディングの実施等、さらに検討を進めることとしている。

資料17ページ目を御覧いただきたい。「エ、緞帳」について、現在の緞帳は、本市の郷土の芸術家である時田直善画伯の原画による京都で制作された西陣織のものである。関係者ヒアリングで大多数の意見は必須・必要というものであり、特に学校関係者、音楽以外の団体からは絶対に必要との声が寄せられている。設置費用の比較も鑑み、本案では現状の緞帳を再利用することとした。なお、費用は約2千万円が見込まれる。

資料18ページ目を御覧いただきたい。「オ、オーケストラピット」だが、こちらは普段客席として

使用しているスペースの舞台側の座席を外し、床を周りの客席面より一段低くし、オーケストラが入って演奏するもので、設置工事費は8千600万円程度が見込まれている。直近5年間において、本来の目的での使用がないこと、メンテナンス等のランニングコストも鑑み、本案においては設置しないこととしたが、現状、舞台の拡張のために使われているケースがあることから、舞台そのものの奥行きを広げる検討を行うこととしている。

資料20ページ目を御覧いただきたい。「4. 敷地候補地の検討」だが、文化ホールの立地条件については、昨年度において今後の方向性として、再開発事業の諸条件及び経済情勢の変化によっては、方向性を見直すこととしながらも、JR津田沼駅南口地区に再建設することとして、事業者と交渉を行っている。しかしながら、検討専門委員会において、旧庁舎跡地への建設と比較検討してはどうかとの御意見をいただいたことから、両敷地の比較検討を記載しているものである。①は現在地である「JR津田沼駅南口」であり、民間商業施設との複合による再建設である。こちらの敷地にはメリットとして大きく3点ある。1点目は、市の表玄関に立地することによる文教住宅都市であり、「音楽のまち」である本市のまちづくりブランディングの意義、2点目は、市内最大の商業エリアのポテンシャルを高め、まちの賑わい等が期待できる経済効果、3点目は、JR総武線直近の交通結節点という立地における広域的な集客による魅力的な興行の誘引要素などである。一方デメリットとしては、当該地に市は土地の所有権を持っていないこと、市が権利床以上に必要な床がある場合には、この不足分を事業者の保留床から取得することになるため、整備手法に関わらず、相応の費用負担が必要となる。また、事業者の都合により、工事の着手時期や工期等の影響を受けることになるとともに、数十年後に再び商業施設の建て替えにより再建設が必要となる可能性がある。

資料21ページ目を御覧いただきたい。一方、「②旧庁舎跡地」について、メリットとしては、市内各地域からの公共交通アクセスの至便さ、将来的に幹線道路からのアクセスが可能なか、工事着手時期を市の判断でコントロールでき、一定程度の工期短縮が望めるほか、市の意志で運営・修繕・将来の建て替えが可能であり、他の権利者の意向に左右されることがない。また、保留床の取得費用が不要となることから、現在地より事業費の低減が見込まれる。一方、デメリットとしては、本市の都市計画において、当該地は第二種住居地域であり、現状においてホールの建設はできない。建設を行うには各種法令に基づく、関係機関との十分な協議・調整などが必要となり、このことについては検討を要する。また、鉄道駅からホールまでの徒歩距離が現在より長くなるとともに、JR総武線快速停車駅直近という好条件の消滅により、興行の誘因条件・収益性の低下も懸念される。さらに、自家用車でのも来場者が増加し、駐車場の不足が懸念されること、市役所来庁者が駐車できなくなることも懸念されている。また、商業施設との合築ではなく、駅までの動線上に商店街が無いことから、JR津田沼駅前に比べ、経済効果は限定的と推察される。

資料23ページ目にはこれらを立地条件による比較検討一覧表に整理している。なお、上から4つ目の項目、「工期・閉館期間」だが、座席数等施設条件が確定していないので、工事規模が未定であることから、あくまでも仮定の話ということにはなるが、通常、市が大規模な公共施設を建設する場合、建物の基本構想に基づく基本計画・基本設計・実施設計に3年間程度要する。また、旧庁舎跡地の場合、現状の都市計画では建設できないので、建設を行うためには各種法令に基づき、関係機関との協議・調整等の手続きを行う必要がある。このほか、公共発注の工事において、契約や市議会と所定の手続きが別途必要となる。これらの期間を含め、建物の内容によるが、旧庁舎跡地の場合、単純にホール単体のみと考えると、着工から竣工までに3年半程度として、現時点では全体で6年半程度を要するものと見込んでいる。一方、「①JR津田沼駅南口」は民間事業者の工事となり、令和7年度以降に建物の解体着手を予定しているということであり、解体に1年、建設に4、5年程度かかると聞いており、全体で5年から6年程度を要するものと考えことから、「②旧庁舎跡地」の工期短縮期間は、実質1年から1年半程度となるのではないかと推察している、と概要を説明

#### 古本委員

この話は数ヶ月前、現実には数年前から出ていた話で、だんだん動き始めたと感じる。考えてみたのだが、市民文化ホールとして、習志野市は文化芸術や学校教育など、本当に市民中心に運営されてきており、本市の教育や文化の殿堂、「音楽のまち習志野」の礎を築いてきた役割というのやはりあると思う。自分達の子どもも含めて、自分も子どもの頃お世話になったので、今後も習志野市の殿堂として、音の響きを重視した多目的ホールとして、規模も説明があったとおり、できれば1千200から1千500席程度あり、市民の文化活動を支え、学校の活動も含めて使えるような新しい施設をまた作っていただきたい、と要望

#### 馬場委員

古本委員御指摘のとおり、やはり習志野の顔となる文化ホールなので、様々な意見があるとは思いますが、そういった意見を汲み、様々なホールと比較しながら、作るからには素晴らしいものを作っていただきたい。設備に関しては、一番思うところがあるのはバリアフリー化であり、私の祖母がひ孫の定期演奏会を見に行くのに、車椅子で出向こうとしたことがあったが、やはり客席にたどり着くまでのアクセスが良くないので断念したことがあった。そういった経験からも、これから作るにあたっては、バリアフリー化に関しては十分な検討をしていただきたい。

また、「音楽のまち習志野」であるので、音楽を中心とした多目的ホールという建設ということだが、前回も申し上げたとおり、文化は音楽だけではないので、美術や演劇といったところも担えるようなホールを作ってもらいたい。資料を見た中で、ホワイエをギャラリーとして使うといったところも検討するという記述があったが、音楽以外の芸術分野に関わる人達にとっても、誇りと思えるような建物にしていきたい。

音楽に関して言えば、自分の子ども達が吹奏楽で大変お世話になったホールでもある。なおかつ、私自身も吹奏楽部の保護者として支援をしてきた中で、楽器の移動などに携わってきた経緯があるが、特に打楽器の搬入や搬出に関しては、習志野文化ホールは本当に大変なところがある。例えば千葉県文化会館は、ステージの裏が道路に面しており、扉を開けるとすぐトラックが横付けできるようになっている。そこから打楽器をステージの裏まですぐ運べるといった素晴らしい搬入・搬出環境がある。どういったものが出来上がるのかというのは難しいところだが、音楽活動が活発な市であるので、他のホールも参考にしながら、そういったところも十分に考えていただきたい。

さらに、利用してきた子ども達から、楽屋が狭いということのほかに、楽屋前の廊下や非常階段もとても狭いと聞いている。例えば、地震や火事があった場合に防災の面でも心配だと思った。避難経路も十分考えなければいけないと思うので、そういったところの検討もお願いしたい、と要望

#### 赤澤委員

非常に有益なリサーチをされていると思った。今ほど2人の委員からホールの規模や設備の問題、理念の話があったと思うが、私自身が最も大事だと思っているのは場所である。先ほどの説明にもあったとおり、資料20ページ目のまちづくりブランディングの意義という観点からのだが、市民が誇らしく思うということと、他地域の人からの憧れというのがブランディングの本質だと思うが、それを考えた時に、人が多く行き交う習志野市の玄関口にシンボルとして存在するホールで演奏ができるということが、市民としてはかなり大事なのではないかと思う。また、他地域から興行を目的としてホールに来た時に、体験フローとして、ホールで音楽だけを聞きに来るというパターンはあまりないのではないかと思う。演奏が始まる前に少しお茶したり、食事したりする。演奏が終わった後に少しお酒を飲んで帰るということで、資料20ページ目にも「モノ」から「コト」とあるが、さらに体験するということが昨今重視されているのではないかと思う。誰がどういう気持ちでどのよう

ここに体験していくのかを考えると、文化ホールは点で考えるべきではなく、面や線で考えるべきだと強く思っている。そうすると、習志野文化ホールを中心に、近隣施設や飲食店がどのようになっていくかということも併せて考えるべきかと思う。先ほど申し上げたブランディングという意味で言うと、情緒的に誇りや憧れ、理念ということになるが、結果的にそれが具体的な経済効果、地域の価値の向上になるので、立地はJR津田沼駅南口前の方が良い、と要望

#### 小熊教育長

委員御指摘のとおり、習志野文化ホールに関しては文化の殿堂であり、「音楽のまち習志野」の象徴であると考えているので、それに見合ったホールにしていかなければならないと捉えている。そこで、閉館期間中のことが課題になってくると思う。特に、学校教育においては、「音楽のまち習志野」を児童生徒が体験していく場であるので、閉館期間中はどのように進めていくのか、補足して説明していただきたい、と発言

#### 本間指導課長

現在、指導課では、この閉館期間中に学校施設や近隣市のホール等を使用できるようにするというので計画している。またその際には、地域の方が楽しみにしているもので、地域の方々にも開いていき、「音楽のまち習志野」の火を消すことのないよう進めていきたいと考えている、と回答

#### 馬場委員

パイプオルガンのことだが、ヒアリングの参考資料でもパイプオルガンについては、様々な意見があると記載されていたが、前日も申し上げたとおり、私個人としては、やはりそのパイプオルガンは市が誇る宝物であると思う。維持や解体にかなりお金がかかるということで、数字を目の当たりにするとなかなか強く言うのも難しいかとは思いますが、気持ちとしてはやはりパイプオルガンがあるホールというところで今までもずっとやってきたので、その火を消さないでいただきたい、と要望

#### 古本委員

個人的に舞台が大好きで、関東の様々な舞台に行っている。そうすると、新しい舞台がどんどん出来てきている。そして、その舞台がある時に行ってみて良いと思う町は、駅を降りてから舞台に着くまでに町が様々な工夫をしている。例えば、埼玉にある劇場では駅を降りてから劇場に行くまでに、シェイクスピアの文字があちこちに点在しており、いわゆるまちづくりとして考えている。音楽や舞台だけではなく、ここに来たというまちのイメージにもなると思うので、まちづくりとしてどうしていくかという概念で、ホールを今後どうしていくかを考えていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、習志野文化ホール再建設に係る基本構想(案)については、教育長一任とし、意見等を踏まえた上で、市長事務局へ提示することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定され、協議第1号は終了した。

<報告事項(1)ないし報告事項(3)及び議案第3号については非公開。

ただし、令和4年2月17日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

#### 報告事項(1) 令和3年度教育費予算案(3月補正)について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

**報告事項(3) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)**

(学校教育課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

**報告事項(2) 令和4年度教育費当初予算案について  
議案第3号 令和4年度習志野市教育行政方針について**

(教育総務課)

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(2)「令和4年度教育費当初予算案について」、説明する。

本報告は、令和4年習志野市議会第1回定例会において、市長より提案される当初予算案について報告させていただくものである。

資料11ページ目を御覧いただきたい。参考として、習志野市全体の予算の状況である「一般会計予算の状況」を記載している。表の一番下に記載している、令和4年度の歳出予算額、631億2千万円については、令和3年度から比較して16億2千万円の増である。その左側に記載している歳出予算総額については教育費の予算である。令和4年度は80億841万9千円であり、前年度と比較して、約3億4千200万円の増加となっている。全体的な増減については、資料12ページ目及び13ページ目に一覧表として記載しているので後程御覧いただきたい。

資料14ページ目を御覧いただきたい。今年度の教育費の予算については、御協議いただいた内容からほとんど認められ提案されている。その中で新規の事業について、いくつか説明する。「No. 10 入学資金給付事業」については、予算額が200万円となっているが、中学校3年生を子に持つ経済的に困窮する保護者に対し、高校等の入学にかかる費用の一部を給付する形で支援を行っていく。

資料15ページ目を御覧いただきたい。「No. 26 教育相談事業」の予算額は、280万7千円となっているが、いじめ相談アプリのシステム業務委託料として計上している。今年度、1人1台のタブレット端末を配付したが、そのタブレット端末から、いじめがあったということや、このようなことで困っているということが、ボタンを押せば報告ができる、児童生徒が簡単に教育相談を行える専用のアプリケーションを導入するものである。

資料19ページ目を御覧いただきたい。「No. 93 電子図書館運営事業」である。こちらについては、習志野市の図書館において、電子図書館サービスを行うことになる。1千600タイトルを用意し、新たな取り組みとして行っていくものである。

これら教育費を計上させていただき、市長より市議会に提案するものである。市議会の御承認をいただいたならば、これらの教育費については大切に使い、教育の向上に繋げていきたい、と概要を説明

利根川学校教育部主幹

議案第3号「令和4年度習志野市教育行政方針について」、説明する。

令和4年度習志野市教育行政方針については、令和3年習志野市教育委員会第11回定例会にて、素案を協議していただいたところである。今回は次年度の当初予算案の内示を受け、素案から一部修正し、最終案として提出している。前回の素案から変更している部分については赤字で記載している。

概要版を御覧いただきたい。令和4年度の教育行政方針だが、キーワードは4点ある。

1点目は、「With コロナ」である。児童生徒の豊かな体験を実現するために、富士吉田青年の家における宿泊自然体験学習施設としての可能性を検討していく。また、With コロナ時代において、「学校でしかできない学びや体験」を大切に、特色のある教育活動を推進していく。

2点目は、「ICTの更なる活用」である。活用の仕方はそれぞれ異なるが、幼児教育、学校教育、生涯学習において、ICT機器の更なる活用が示されているという点については共通している。今年度は本市におけるICT元年と位置付け、様々なICT活用に取り組んできたが、次年度も更なる取り組みを進めていく。

裏面を御覧いただきたい。3点目は、「教育相談の充実」である。全ての児童生徒に貸与しているタブレット端末に総合教育センターと双方向でやりとりができるアプリを導入する。児童生徒との相談窓口を広げるとともに、相談体制の充実に取り組んでいく。また、ひきこもり傾向のある児童生徒には、訪問相談が活用できるように積極的に働きかけるなど、家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援にも取り組んでいく。

最後に、「SDGs」である。SDGsで示された17の目標を達成するためには、教育は非常に重要な役割を担っていると認識している。次年度より、総合的な学習の時間を核としながら、まずは環境教育を各教科等横断的に取り組み、持続可能な社会の創り手を育成していく、と概要を説明

高橋委員

報告事項(2)の資料15ページ目にいじめ相談アプリと記載されているが、このアプリはどういうものなのか、と質問

安村総合教育センター所長

この相談アプリだが、既成のものとなる。これまでは匿名でのやりとりができなかったのだが、このアプリを使うことで、匿名で直接相談ができるようになる。そこで、記名だとなかなか本音と言えなかった児童生徒に対しても、相談窓口として広げられるのではないかと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和4年習志野市教育委員会第2回定例会の閉会を宣言